

2026 年度（令和 8 年度）の予防対策取組状況調査実施方針（案）

1 経過

(1) 調査の実施について

県では、防災計画の実効性を確保するため、2016 年度（平成 28 年度）から、従前の（合同）立入検査の実施に加え、アンケート方式の予防対策取組状況調査を行っている。

また、「2025 年度（令和 7 年度）以降の実実施方針」¹は、次に掲げるとおり、(1) アンケート方式の調査及び (2) 立入検査による調査としている。

① アンケート方式の調査

- 従前の実施方針を継続することを基本とし、また、修正される防災計画（令和 7 年 4 月施行予定）に追加した予防対策（風水害対策）に関する調査項目を追加する。
- 調査から抽出された個別課題、技術的事項などは分科会において検討する。

2025 年度以降の実実施方針		
分類	調査内容	考え方
毎年実施する項目	・ 津波対策（高圧ガス容器の流出防止対策） ・ 事業所外への被害拡大防止対策 ・ 防災訓練 ・ 製品等の製造設備の対策（計器室の安全管理） ・ 保温材等設置配管の外表面腐食対策 ・ 機器・設備単位での対策実施状況（危険物タンク、プラント、緊急移送設備、消火用屋外給水施設）	優先度が高く、また、例年、一般県民への公表資料等に活用しているため、継続して毎年調査を実施する。
5 年毎の調査（原則）	・ 緊急移送設備の現況（フレアスタック、除外設備の耐震検証） ・ 応急復旧資機材（土嚢等）の準備 ・ 緊急停止マニュアルの整備 ・ 海上入出荷施設(棧橋)の津波対策 ・ 高圧ガス配管の耐震対策 ・ 危険物屋外タンクの側板点検 ・ 反応設備等を有するプラントの地震対策（計器室） ・ 消火用屋外給水施設の耐震対策及び液状化対策 ・ 特定、準特定危険物タンク(500～1 万 kℓ)への緊急遮断措置 ・ 津波対策（危険物容器の流出防止対策）	一定の間隔毎の状況調査で進捗管理が有効である。 全ての事業所で何らかの対策の実施が確認できた項目については、5 年後に同様の調査を実施し、その結果を踏まえて調査終了を検討する。
新設項目	・ 風水害対策（予備調査を 2025 年度実施）	調査結果を勘案し、今後の調査方法を検討する。

¹ 2024 年度第 2 回防災対策検討会、2024 年度第 1 回防災本部幹事会 承認事項

② 立入検査による調査

防災計画の実効性の確認のため、全ての特定事業所に対して3年毎に現地立入調査を行うこととする。(関係機関との合同検査を含む定期立入検査)

※ 継続した防災計画の見直しを念頭に、事業所が策定する取組計画とその実績を中心にヒアリングすることを想定

また、必要に応じて集中的に確認する取組内容等を選定し、特定事業所の取組状況を確認する。(重点項目立入検査)

○立入検査の年間計画

年間で実施時期を3期設定し、うち第3期を関係行政機関合同立入とする。

分 類	第1期(8、9月)	第2期(10、11月)	第3期(12、1月)	備 考
定期立入	8事業所	8事業所	9事業所(合同立入)	計25事業所
重点項目	実施事業所は年度による			

(2) 2025年度の調査結果について

資料1－2のとおり。

2 2026年度(令和8年度)の実施方針(案)

2025年度の調査結果を踏まえ、「2025年度以降の実施方針」を基本にしながら、次に掲げるとおりとする。

- アンケート調査については、引き続き「2025年度以降の実施方針」により実施する。
また、風水害対策については、2025年度の調査で特定事業所全体における措置状況を把握したが、今後は今回の結果を参考に、立入検査により事業所の取組状況を確認する。
- 立入検査については、事故等の増加傾向を踏まえると、特定事業所の防災対策の適正化を図るためには、関係行政機関が相互に連携して立入検査を実施することが効果的である。そのため、第1期から第3期全てにおいて関係行政機関合同の立入検査を実施することとする。

【2026年度(令和8年度) 立入検査の年間計画】(案)

- ・年間で実施時期を3期設定
- ・対象：特定事業所(石災法)

分 類	第1期(7、8月)	第2期(9、10月)	第3期(11、12月)	備 考
定期立入	8事業所(合同立入)	8事業所(合同立入)	9事業所(合同立入)	計25事業所
重点項目	実施事業所は年度による			